

災害時における飲料水等の優先供給に関する協定書

亀 岡 市
株 式 会 社 ナ ッ ク
株 式 会 社 山 崎 製 作 所

災害時における飲料水等の優先供給に関する協定書

亀岡市（以下「甲」という。）と株式会社ナック（以下「乙」という。）、株式会社山崎製作所（以下「丙」という。）は、災害時における飲料水及びウォーターサーバー（以下「飲料水等」という。）の優先供給について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、亀岡市内に災害が発生し、又は発生するおそれがあり、かつ、甲に災害対策本部が設置された場合において、甲が実施する飲料水等の調達業務に対する乙および丙の協力に関して必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 本協定における「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定めるものをいう。

（協力内容）

第3条 甲は、災害発生時に必要と認めるときは、乙及び丙に対し、甲が指定する場所（以下「指定場所」という。）へ飲料水等の優先供給について、協力を要請することができる。

2 乙及び丙は流通備蓄する飲料水等を可能な範囲内で、甲に優先的に供給するものとする。

3 本協定の目的を達成するため、乙は流通備蓄として保有する飲料水等の量について、甲の求めに応じて報告するものとする。

（協力の要請）

第4条 甲は、前条の規定により乙に協力を要請する場合は、品目、数量、指定場所等を明示した文書により行うものとする。ただし、緊急時等これにより難しい場合は口頭で要請し、事後において速やかに災害支援要請書（第1号様式）を提出するものとする。

（協力の実施）

第5条 乙及び丙は、前条の規定により甲の要請があった場合は、積極的に協力するものとする。ただし、乙及び丙が被災等により協力の実施が困難と判断した場合や、交通網の寸断等の影響により飲料水等の搬送自体が不可能な場合は、この限りではない。

（飲料水等の搬送及び受領）

第6条 乙及び丙による飲料水等の搬送が可能な場合、乙及び丙は、指定場所への搬送に協力するものとする。甲は、指定場所において、品目、数量等を確認の上、受領するものとする。

（報告）

第7条 乙及び丙は、甲の要請により飲料水等を供給した場合は、速やかに甲に災害支援報告書（第2号様式）により報告するものとする。

（費用の負担）

第8条 甲は、乙及び丙が第3条に規定する要請を受け飲料水等の供給を行った場合、その費用を次のとおり負担するものとする。

（1） 飲料水の価格は、当確災害時直前の価格を基準とし、甲乙丙協議の上決定する。

(2) ウォーターサーバーは無償貸与するものとする。

(3) 原則として、運搬に要した費用については、乙及び丙が負担する。

(費用の請求及び支払い)

第9条 乙及び丙は、前条の費用を甲に請求する場合は、甲の指定する方法により、一括して請求するものとする。甲は、乙及び丙からの請求があった場合には、乙及び丙が指定する支払先に速やかに支払うものとする。ただし、甲が予算措置を必要とする場合は、予算措置後速やかに支払うものとする。

(連絡担当者等の指定)

第10条 甲、乙及び丙は、平常時及び災害発生時の連絡体制を円滑なものとするため、連絡担当者及び連絡方法をあらかじめ定めておくものとする。

(協議)

第11条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙丙は協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第12条 本協定の有効期間は、締結の日から1年とする。ただし、有効期間満了日の1ヶ月前までに甲又は乙及び丙から解約の申し出がないときは、この本協定は1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

甲乙丙は、本協定を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙は署名の上、各1通を保有する。

令和8年3月10日

甲 京都府亀岡市安町野々神8番地

亀岡市長 桂川孝裕

乙 東京都西新宿1丁目25番1号

新宿センタービル42階

株式会社ナック／クリクラビジネスカンパニー

取締役 専務執行役員

クリクラビジネスカンパニー

代表 川上裕也

丙 京都府亀岡市大井町並河前脇65-3

株式会社山崎製作所

代表取締役 山崎智昭